

静岡県公安委員会告示第88号

静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第24条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第25条第2項の規定に基づき公表する。

令和7年12月5日

静岡県公安委員会委員長 松永由弥子

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

- (1) 氏名 戸塚 幸裕
- (2) 住所 静岡県浜松市中央区萩丘五丁目7番1号

2 公表の原因となる事実

標記の者は、指定暴力団六代目山口組二代目國領屋一家総長であり、暴力団の活動を助長させることの情報を知る静岡県内の宿泊事業者から、令和3年12月10日から同年12月12日までの間、静岡県内の宿泊施設に六代目山口組幹部等延べ89人を宿泊させる利益の供与を受けたことにより、静岡県暴力団排除条例第18条の規定に違反したことから、同条例第24条の規定により勧告を受けたものであるが、正当な理由なく当該勧告に従わず、暴力団の活動を助長させることの情報を知る静岡県内の内装事業者から、令和6年1月24日頃、静岡県内又はその周辺において、標記の者が使用する事業用倉庫の賃貸借契約に当たり、同事業者を借主とする賃貸借契約を締結する役務の提供を受けたものである。